

通 知 書

平成 18 年 9 月 19 日付 内容証明郵便で請求させていた
だきましたとおり、貴社と本組合との間で締結されました
下記工事契約につきまして、貴社の違反行為によって予定
価格の 9.69 パーセントの損害が発生致しました。また

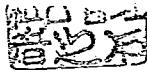
上記損害賠償額に対して、契約代金支払完了の日から損害
賠償金完済の日まで年 5 パーセントの割合による遅延損害
金が発生するものです。
18.10.25

上記の請求額は、公正取引委員会の審決（平成 11 年
(判) 第 4 号）で示された事由から、談合をしていたとさ
れる貴社始めメーカー 5 社以外の業者が受注したストーカ
炉の平均落札率（89.76%）と、本組合のごみ焼却施設
更新工事の落札率（99.45%）との差を勘案して算定し
たものです。

本組合といたしましては、上記請求理由は充分根拠のあ
るものと確信しておりますので、下記損害賠償金額及び遅
延損害金を早急にお支払い下さい。

平成 18 年 11 月 9 日までに、尾三衛生組合まで、ご連
絡を頂きますようお願い致します。

万一、何らのご連絡もお支払いもないときは、遺憾なが



ら尾三衛生組合所定の手続を経て、貴社に対して訴訟手続
を執る場合がありますので、念のため申し添えます。

なお、本通知書は、貴社中部支社へも送付させていただ
いております。

記

工事名 ごみ焼却施設更新工事

契約日 平成6年8月8日

代金支払完了日 平成10年2月20日

損害賠償金 金903,253,350円

平成18年10月25日

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地の23

尾三衛生組合

尾三衛生組合管理者 川瀬 雅



担当課 尾三衛生組合総務課

TEL 0561-38-2226

FAX 0561-38-6222

〒108-8215

東京都港区港南二丁目16番5号

三菱重工業株式会社



代表取締役社長 佃 和夫 様

この郵便物は平成 18 年 10 月 25
第 250-224-3105-1-7 号書留内容証明
郵便物として差し出したことを証明します

和合郵便局長
18.10.25

通 知 書

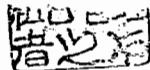
平成 18 年 9 月 19 日付 内容証明郵便で請求させていた
だきましたとおり、貴社と本組合との間で締結されました
下記工事契約につきまして、貴社の違反行為によって予定
価格の 9.69 パーセントの損害が発生致しました。また
上記損害賠償額に対して、契約代金支払完了の日から損害
賠償金完済の日まで年 5 パーセントの割合による遅延損害
金が発生するものです。

上記の請求額は、公正取引委員会の審決（平成 11 年
(判) 第 4 号）で示された事由から、談合をしていたとさ
れる貴社始めメーカー 5 社以外の業者が受注したストーカ
炉の平均落札率（89.76%）と、本組合のごみ焼却施設
更新工事の落札率（99.45%）との差を勘案して算定し
たものです。

本組合といたしましては、上記請求理由は充分根拠のあ
るものと確信しておりますので、下記損害賠償金額及び遅
延損害金を早急にお支払い下さい。

平成 18 年 11 月 9 日までに、尾三衛生組合まで、ご連
絡を頂きますようお願い致します。

万一、何らのご連絡もお支払いもないときは、遺憾なが



ら尾三衛生組合所定の手続を経て、貴社に対して訴訟手続
を執る場合がありますので、念のため申し添えます。

なお、本通知書は、貴社本社へも送付させていただいて
おります。

記

工事名 ごみ焼却施設更新工事

契約日 平成6年8月8日

代金支払完了日 平成10年2月20日

損害賠償金 金903,253,350円

平成18年10月25日

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地の23

尾三衛生組合

尾三衛生組合管理者 川瀬 雅



担当課 尾三衛生組合総務課

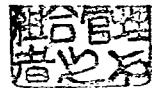
TEL 0561-38-2226

FAX 0561-38-6222

〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番8号

(栄サンシティービル14階)



三菱重工業株式会社 中部支社

支社長 戸 谷 研 一 郎 様

この郵便物は平成 18年 10月 25
第150-124-01050-13号書留内容証明
此便物として差し出したことを証明します

18.10.25
和合郵便局長

管理者	副管理者	副監督者	監 長	次 長	課 長	輔 佐	係 長 主 査	係	承 10 5 1

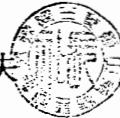


平成18年11月1日

尾三衛生組合

管理者 川瀬 雅喜 殿

三菱重工業株式会社
取締役社長 佃 和夫



ごみ焼却施設更新工事に係る損害賠償請求について（御回答）

拝啓 深秋の候、貴殿ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成18年10月25日付け内容証明郵便による貴組合からの通知書に関しまして、下記のとおり御回答申し上げます。 敬具

記

- 弊社は、公正取引委員会平成11年(判)第4号審判事件の平成18年6月27日付け審決は取消さるべきとして、平成18年7月27日、東京高等裁判所に提訴いたしておりますので、貴組合からの御請求には応じられません。

以上

分類記号 C 保存年限 10超 平成 10.5.1			净書	交合	公印使用承認 H 18.10.25	発送
完結 平成18年10月25日		起案 平成18年10月26日		収受 年 月 日		
管理者 	副管理者	収入役	事務局長 	次 長 	文書番号 尾三衛発 第 号 施行 平成18年10月25日 郵送・手渡し	
課 長 	主 幹	課長補佐 	係 長 	係 	起案者 総務課 近藤あけよ	
合議先						

尾三衛生組合ごみ焼却施設更新工事の入札に関する談合事件に係る損害賠償

請求の督促状について (伺い)

このことについて、尾三衛生組合ごみ焼却施設更新工事の入札に関する談合事件に係る損害賠償請求をしたところ未だ納入されていませんので、下記業者へ再度別紙(案)のとおり請求することとしてよろしいか。

記

1 工事名 ごみ焼却施設更新工事

2 請求先 三菱重工業株式会社 三菱重工業株式会社中部支社

3 損害額 金903,253,350円

4 期日 平成18年11月9日 (連絡又は支払日)

5 郵送方法 内容証明で郵送する。

尾三衛生組合

通 知 書

平成 18 年 9 月 19 日付 内容証明郵便で請求させていた
だきましたとおり、貴社と本組合との間で締結されました
下記工事契約につきまして、貴社の違反行為によって予定
価格の 9.69 パーセントの損害が発生致しました。また、
上記損害賠償額に対して、契約代金支払完了の日から損害
賠償金完済の日まで年 5 パーセントの割合による遅延損害
金が発生するものです。

上記の請求額は、公正取引委員会の審決（平成 11 年
(判) 第 4 号）で示された事由から、談合をしていたとさ
れる貴社始めメーカー 5 社以外の業者が受注したストーカ
炉の平均落札率（89.76%）と、本組合のごみ焼却施設
更新工事の落札率（99.45%）との差を勘案して算定し
たものです。

本組合といたしましては、上記請求理由は充分根拠のあ
るものと確信しておりますので、下記損害賠償金額及び遅
延損害金を早急にお支払い下さい。

平成 18 年 11 月 9 日までに、尾三衛生組合まで、ご連
絡を頂きますようお願い致します。

万一、何らのご連絡もお支払いもないときは、遺憾なが

ら尾三衛生組合所定の手続を経て、貴社に対して訴訟手続
を執る場合がありますので、念のため申し添えます。

なお、本通知書は、貴社中部支社へも送付させていただ
いております。

記

工事名 ごみ焼却施設更新工事

契約日 平成6年8月8日

代金支払完了日 平成10年2月20日

損害賠償金 金903,253,350円

平成18年10月25日

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地の23

尾三衛生組合

尾三衛生組合管理者 川瀬 雅喜

担当課 尾三衛生組合総務課

T E L 0561-38-2226

F A X 0561-38-6222

〒108-8215

東京都港区港南二丁目16番5号

三菱重工業株式会社

代表取締役社長 佃 和夫 様

通 知 書

平成 18 年 9 月 19 日付 内容証明郵便で請求させていた
だきましたとおり、貴社と本組合との間で締結されました
下記工事契約につきまして、貴社の違反行為によって予定
価格の 9.69 パーセントの損害が発生致しました。また、
上記損害賠償額に対して、契約代金支払完了の日から損害
賠償金完済の日まで年 5 パーセントの割合による遅延損害
金が発生するものです。

上記の請求額は、公正取引委員会の審決（平成 11 年
(判) 第 4 号）で示された事由から、談合をしていたとさ
れる貴社始めメーカー 5 社以外の業者が受注したストーカ
炉の平均落札率（89.76%）と、本組合のごみ焼却施設
更新工事の落札率（99.45%）との差を勘案して算定し
たものです。

本組合といたしましては、上記請求理由は充分根拠のあ
るものと確信しておりますので、下記損害賠償金額及び遅
延損害金を早急にお支払い下さい。

平成 18 年 11 月 9 日までに、尾三衛生組合まで、ご連
絡を頂きますようお願い致します。

万一、何らのご連絡もお支払いもないときは、遺憾なが

ら尾三衛生組合所定の手続を経て、貴社に対して訴訟手続
を執る場合がありますので、念のため申し添えます。

なお、本通知書は、貴社本社へも送付させていただいて
おります。

記

工事名 ごみ焼却施設更新工事

契約日 平成6年8月8日

代金支払完了日 平成10年2月20日

損害賠償金 金903,253,350円

平成18年10月25日

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地の23

尾三衛生組合

尾三衛生組合管理者 川瀬 雅喜

担当課 尾三衛生組合総務課

T E L 0561-38-2226

F A X 0561-38-6222

〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番8号

(栄サンシティービル14階)

三菱重工業株式会社 中部支社

支社長 戸 谷 研 一 郎 様

D 「尾三衛生二二」

(収支命令者への通知)

第四十七条 収入役等又は指定金融機関は、第三十八条から第四十一条までの規定により歳入を収納した場合は、その旨、定時又は随時に収支命令者に通知する。ただし、納入期限に遅れではならない。

2 納入期限経過後の歳入は、直ちに通知するものとする。

第三節 削除

第四十八条から第五十八条まで 削除

第四節 督促及び不納欠損処分

(督促)

第五十九条 収支命令者は、納入期限までに納付しない納入義務者に対して、期限を指定して、督促状(第六十一号様式)を発しなければならない。

2 前項の期限は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがある場合を除き、十五日以上の期間を置かなければならない。

第六十条から第六十三条まで 削除 (不納欠損処分)

第六十四条 収支命令者は、歳入の未納金で免除その他の事由により欠損処分に付するものがある場合は、欠損処分調書(第六十五号様式)を調製し、収入役等にその旨通知する。

第四章 支出

第一節 支出負担行為 (支出負担行為の制限)

第六十五条 支出負担行為は、第十六条から第十八条までの規定により配当された歳出予算内でなければすることができない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事務局長又は総務課長への合議)

第六十六条 各課等の長は、支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる区分により事務局長又は、総務課長に合議しなければならない。

- 一 尾三衛生組合決裁規程(平成五年尾三衛生組合訓令第一号)別表第一「3財務関係に規定する支出負担行為の決裁区分(以下「決裁区分」という。)」のうち管理者に係るもの 事務局長
- 二 決裁区分のうち事務局長に係るもの 総務課長
- 三 (収入役等への合議) 総務課長

第六十七条 次に掲げる経費に係る支出負担行為をしようするとときは、収入役等に合議しなければならない。

一 過年度支払

二 債務負担行為に基づく支出負担行為

三 前各号に定めるもののほか、一件百万円を越えるもの

管理者	副管理者	副管理者	局長	次長	課長	補佐	係長主査	係	承 10 5 1

尾三衛生組合
管理者 川瀬 雅喜 様

平成18年9月22日

名古屋市中区栄四丁目1番8号
三菱重工業株式会社中部支社
支社長



ごみ焼却施設更新工事に係る損害賠償請求について（御回答）

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成18年9月19日付け内容証明郵便による貴組合からの損害賠償請求書
に関しまして、下記のとおり御回答申し上げます。 敬具

記

- 弊社は、ごみ焼却施設更新工事に関する認定も含めて、公正取引委員会平成11年(判)第4号審判事件の平成18年6月27日付け審決は取消さるべきとして、平成18年7月27日、東京高等裁判所に提訴しました。
よって、貴組合からの御請求には応じられません。

以上



損害賠償請求書

貴社と本組合との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年6月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本組合は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反行為があると判断いたしました。

これにより、本組合として、貴社の違反行為によって予定価格（税込み）の9.69パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日から平成18年10月23日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の遅延損害金と併せて別に送付する納入通知書により平成18年10月23日（納期限）までにお支払いくださいますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる遅延損害金相当額につきましては、還付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社の本社へも送付させていただいております。

記

工事名 ごみ焼却施設更新工事

契約日 平成6年8月8日

代金支払完了日 平成10年2月20日

損害賠償金及び内訳 金 1,294,993,090円

(内訳) 損害賠償金 金 903,253,350円

遅延損害金 金 391,739,740円

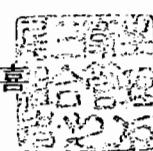
平成18年9月19日

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地の23

尾三衛生組合

尾三衛生組合管理者 川瀬 雅喜



担当課 尾三衛生組合総務課

TEL 0561-38-2226

FAX 0561-38-6222

〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番8号

(栄サンシティービル14階)

三菱重工業株式会社中部支社

支社長 戸谷研一郎様

郵便物として差し出したこととを証明します
和合郵便局長
18年9月19日

18.9.19

納入義務者 氏名	三菱重工(株)中部支社 支社長 戸谷研一郎 殿		
第1号	18年度	一般会計	
款 目	5 1	項 目	1 1
金 額	¥1,294,993,090		

納付目的 損害賠償請求
 納付期限 平成18年10月23日
 納付場所 尾三衛生組合指定金融機関
 (株)三菱東京
 UFJ銀行平針支店
 口座番号
 (普通) 285910

上記の金額を納付してください、
 平成18年 9月19日
 尾三衛生組合
 管理者 川瀬雅喜

領收印

納入義務者 氏名	三菱重工(株)中部支社 支社長 戸谷研一郎 殿		
第1号	18年度	一般会計	
款 目	5 1	項 目	1 1
金 額	¥1,294,993,090		

納付目的 損害賠償請求
 上記の金額を領収したので通知します
 平成18年 月 日

尾三衛生組合収入役 職務代理人 殿
(株)三菱東京 UFJ銀行平針支店
領收印

納入義務者 氏名	三菱重工(株)中部支社 支社長 戸谷研一郎 殿		
第1号	18年度	一般会計	
款 目	5 1	項 目	1 1
金 額	¥1,294,993,090		

納付目的 損害賠償請求
 上記の金額を領収しました
 平成18年 月 日

尾三衛生組合収入役 職務代理人 殿
(株)三菱東京 UFJ銀行平針支店
領收印

損害賠償請求書

貴社と本組合との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年6月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本組合は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反行為があると判断いたしました。

これにより、本組合として、貴社の違反行為によって予定価格（税込み）の9.69パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日から平成18年10月23日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の遅延損害金と併せて別に送付する納入通知書により平成18年10月23日（納期限）までにお支払いくださいますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる遅延損害金相当額につきましては、還付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社中部支社へも送付させていただいております。

記



工事名 ごみ焼却施設更新工事

契約日 平成6年8月8日

代金支払完了日 平成10年2月20日

損害賠償金及び内訳 金 1,294,993,090 円

(内訳) 損害賠償金 金 903,253,350 円

遅延損害金 金 391,739,740 円

平成18年9月19日

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地の23

尾三衛生組合

尾三衛生組合管理者 川瀬 雅喜



担当課 尾三衛生組合総務課

TEL 0561-38-2226

FAX 0561-38-6222

〒108-8213

東京都港区港南二丁目16番5号

三菱重工業株式会社

代表取締役社長 佃 和夫 様

この郵便物は平成
18年9月19日
和合郵便局長
郵便物として差し出したことを証明します
和合郵便局長

18.9.19

納入通知書

納入義務者 氏 第 1 号	三菱重工(株) 代表取締役社長佃和夫 殿
1 8 年度	一般会計
款 目	項 目
5 1	1 1

納付目的 損害賠償請求

納付期限 平成 18 年 10 月 23 日
 納付場所 尾三衛生組合指定金融機関
 (株) 三菱東京
 UFJ 銀行平針支店
 口座番号
 (普通) 285910

上記の金額を納付してください、

平成 18 年 9 月 19 日
 尾三衛生組合
 管理者 川瀬雅喜

尾三衛生組合 職務代理者 (株) 三菱東京 UFJ 銀行平針支店	領收印
---	-----

領收済通知書

納入義務者 氏 第 1 号	三菱重工(株) 代表取締役社長佃和夫 殿
1 8 年度	一般会計
款 目	項 目
5 1	1 1

納付目的 損害賠償請求

上記の金額を領収したので通知します
 平成 18 年 月 日

尾三衛生組合
職務代理者
(株) 三菱東京
UFJ 銀行平針支店

尾三衛生組合 領收印

領収書

納入義務者 氏 第 1 号	三菱重工(株) 代表取締役社長佃和夫 殿
1 8 年度	一般会計
款 目	項 目
5 1	1 1

納付目的 損害賠償請求

上記の金額を領収しました
 平成 18 年 月 日

尾三衛生組合
職務代理者
(株) 三菱東京
UFJ 銀行平針支店

尾三衛生組合 領收印

分類記号 C . 3 . 保存年限 10超 (文) 10 . 5 . 1		添書	交合	公印使用承認	発送
完結 平成19年9月19日 起案 平成18年9月19日 収受 平成 年 月 日					
管理者 	副管理者 	副管理者 	事務局長 	次長 	文書番号 尾三衛発 第 号 施行 郵送・手渡し 平成19年9月19日
課長 合議先	主幹	課長補佐 	係長	係 起案者 総務課 加藤満之 	
プレス発表会にて					

尾三衛生組合ごみ焼却施設更新工事の入札に関する談合事件に係る損害賠償

請求及び関係者への周知について（伺い）

このことについて、平成18年6月27日に公正取引委員会から、地方公共団体発注のごみ処理施設の入札談合についての審決が出されました。審決では、尾三衛生組合ごみ焼却施設更新工事の入札に際しても、談合があったとされております。

本組合においても、談合という不法行為が行われ、本組合に損害が発生したものと判断いたしました。

つきましては、下記により、民法第709条に基づく損害賠償請求を行うとともに、関係者へ周知することとしてよろしいか。

記

1 損害賠償請求書

請求書送付先

①三菱重工業株式会社 ----- 別添1のとおり

〒108-8213 東京都港区港南二丁目16番5号（三菱重工ビル）

②三菱重工業株式会社中部支社 ----- 別添2のとおり

〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目1番8号

（栄サンシティービル14階）

尾三衛生組合

2 関係者への周知

別添3のとおり

關係者

- ・構成市町長
 - ・組合議會議
 - ・各報道機関

中日新聞日進通信部

中日新聞豊田支局

在駐進日新聞日新日朝

朝日新聞豊田支局

讀壳新聞豐田支局

毎日新聞なごや日記

共同通信社名古屋支社

尾三衛生組合

損害賠償請求書

貴社と本組合との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年6月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本組合は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反行為があると判断いたしました。

これにより、本組合として、貴社の違反行為によって予定価格（税込み）の9.69パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日から平成18年10月23日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の遅延損害金と併せて別に送付する納入通知書により平成18年10月23日（納期限）までにお支払いくださいますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる遅延損害金相当額につきましては、還付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社中部支社へも送付させていただいております。

記

工事名 ごみ焼却施設更新工事

契約日 平成6年8月8日

代金支払完了日 平成10年2月20日

損害賠償金及び内訳 金1,294,993,090円

(内訳) 損害賠償金 金903,253,350円

遅延損害金 金391,739,740円

平成18年9月19日

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地の23

尾三衛生組合

尾三衛生組合管理者 川瀬 雅喜

担当課 尾三衛生組合総務課

TEL 0561-38-2226

FAX 0561-38-6222

〒108-8213

東京都港区港南二丁目16番5号

三菱重工業株式会社

代表取締役社長 佃 和夫 様

損害賠償請求書

貴社と本組合との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年6月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本組合は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反行為があると判断いたしました。

これにより、本組合として、貴社の違反行為によって予定価格（税込み）の9.69パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日から平成18年10月23日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の遅延損害金と併せて別に送付する納入通知書により平成18年10月23日（納期限）までにお支払いくださいますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる遅延損害金相当額につきましては、還付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社の本社へも送付させていただいているおります。

記

工事名 ごみ焼却施設更新工事

契約日 平成6年8月8日

代金支払完了日 平成10年2月20日

損害賠償金及び内訳 金 1, 294, 993, 090 円

(内訳) 損害賠償金 金 903, 253, 350 円

遅延損害金 金 391, 739, 740 円

平成18年9月19日

〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地の23

尾三衛生組合

尾三衛生組合管理者 川瀬 雅喜

担当課 尾三衛生組合総務課

TEL 0561-38-2226

FAX 0561-38-6222

〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番8号

(栄サンシティービル14階)

三菱重工業株式会社中部支社

支社長 戸谷研一郎様

平成 18 年 9 月 19 日

構成市町長
組合議会議員 様
各報道機関

尾三衛生組合管理者 川瀬雅喜

尾三衛生組合ごみ焼却施設更新工事の入札に関する談合事件に係る損害
賠償請求について

日頃は、組合行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 18 年 6 月 27 日に公正取引委員会から、地方公共団体発注のごみ処理施設の
入札談合についての審決が出されました。審決では、尾三衛生組合ごみ焼却施設更新
工事の入札に関しても、談合があったとされております。

この審決を受けて、本組合といたしましても、談合という不法行為が行われ、本組
合に損害が発生したものと判断いたしました。

したがって、民法第 709 条に基づき、下記のとおり本日付で損害賠償請求を行う
ことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 損害賠償請求内容について

事 項	尾 三 衛 生 組 合
契 約 日 (最終代金支払日)	平成 6 年 8 月 8 日 (平成 10 年 2 月 20 日)
予 定 價 格 (税込み) 契 紦 金 額 (税込み) (落札率)	9, 321, 500, 000 円 9, 270, 000, 000 円 (99. 45 %)
請 求 額	損害賠償金 (9.69%) 遅延損害金 (年 5 %) 合 計
	903, 253, 350 円 391, 739, 740 円 1, 294, 993, 090 円
請 求 先	三菱重工業株式会社

※損害賠償金は、予定価格 (税込み) の 9. 69 % で、遅延損害金は、最終代金
支払日から平成 18 年 10 月 23 日 (納期限) までの日数に応じ、年 5 % の割合
で算出した。

2 損害賠償金の考え方について

本組合の落札率と、談合があったとされていない5社以外の業者が、平成6年4月から平成10年9月までの間に受注した工事の平均落札率との差を、損害賠償金として算定した。

	本組合（A）	5社以外（B）	損害賠償金（A-B）
平均落札率	99.45%	89.76%	9.69%

3 これまでの経緯

日付	事項
平成6年7月21日	ごみ焼却施設更新工事入札
平成6年8月8日	ごみ焼却施設更新工事請負契約締結
平成10年9月17日	公正取引委員会が、メーカーへ立ち入り検査
平成11年8月13日	公正取引委員会が、メーカー5社へ排除勧告
平成11年9月8日	審判開始決定
平成18年6月27日	審判審決
平成18年7月27日	メーカー5社は、審決の内容を不服として東京高等裁判所へ提訴